○国土交通省令第六十八号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第九条第一項、第五十三条第一項及び第五十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　西村　明宏

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
様式第一（第三条関係） 集約都市開発事業計画認定申請書 （略） １．～３．（略） ４．申請の対象とする範囲 □特定建築物全体 □複合建築物の非住宅部分 □複合建築物の住宅部分 ５．～８．（略） （削除）	様式第一（第三条関係） 集約都市開発事業計画認定申請書 （略） １．～３．（略） ４．申請の対象とする範囲 □特定建築物全体 □特定建築物全体及び住戸の部分 ５．～８．（略） ９．集約都市開発事業計画の認定の申請に係る住戸に関する事項 【１．特定建築物番号】 【２．住戸の番号】 【３．住戸の存する階】　階 （注意） １．この欄は、特定建築物の住戸の部分について集約都市開発事業計画の認定の申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。 ２．この欄は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
様式第三（第七条関係） 集約都市開発事業計画変更認定申請書 （略） １．～３．（略） ４．申請の対象とする範囲 □特定建築物全体 □複合建築物の非住宅部分 □複合建築物の住宅部分 ５．（略）	様式第三（第七条関係） 集約都市開発事業計画変更認定申請書 （略） １．～３．（略） ４．申請の対象とする範囲 □特定建築物全体 □特定建築物全体及び住戸の部分 ５．（略）